年月	主な出来事				
1970 (S45) 年	WHO、承認取消・適応制限の行政措置を WHO へ報告するよう勧告				
5月	WHOは第23回総会にて、各加盟国に対し、有効性の実質的証拠がないことや危険性				
	を理由に既承認医薬品の承認取消しや適応限定を行った場合、WHOに報告するよう勧				
	告。92				
1971 (S46) 年~	厚生省製薬第2課職員、WHOの会議に出席。 93				
1972 (S47) 年	WHO の国際医薬副作用モニター制度に参加				
4 月	国際的な副作用情報の早期収集のため、日本もWHOの行っている国際医薬品副作用モ				
	ニタリング制度に参加。94				

WHO では上記の国際医薬品副作用モニタリング制度に基づき、副作用情報データベース を構築し、副作用および感染症情報を集約している。報告対象には生物学的製剤も含まれ ており、(独) 医薬品医療機器総合機構の調べによると、2009 (H21) 年 2 月 25 日時点で、 12 例のフィブリノゲン製剤およびフィブリノゲン含有製剤による C型肝炎の報告が存在し ている。

図表 3-40 WHO副作用情報データベースへのフィブリノゲン製剤およびフィブリノゲン含有 製剤によるC型肝炎報告数

		報告国					
		フランス	ドイツ	カナダ	オーストリア	計	
報告年	1998(H10)年	1件				1 件	
	1999(H11)年	1件				1 件	
	2001(H13)年	1件				1 件	
	2005(H17)年	2件		1件		3 件	
	2006(H18)年		3件			3件	
	2008(H20)年	1件	1件		1件	3 件	
	計	6件	4件	1件	1件	12 件	

(独) 医薬品医療機器総合機構の調査に基づき厚生労働省作成 出所)

なお、米国FDAの生物製品評価研究センター(The Center for Biologics Evaluation and Research: CBER) がWHO副作用情報データベースへの報告を開始したのは 2000(H12) 年である。95

94 厚生省 50 年史(東京甲 A187)

⁹² 東京地裁判例時報 1975 号 p.87、福岡地裁判例時報 1953 号 p.29

⁹³ 福岡地裁判例時報 1953 号 p.29

⁹⁵ 疾病予防管理センター (Centers for Disease Control and Prevention: CDC) と共同し報告を実施。な お、報告データは 1990(H2)年以降である。